

令和8年度市県民税の申告についてのお願い

○申告は電子申告が便利です

令和8年度分から市県民税についても電子での申告が可能となりました。混雑緩和のため、電子申告もしくは必要書類を添付の上、郵送などで市役所へご提出ください。

電子申告の方法は右記 QR コードよりご確認くださいませ。

なお、会場へお越しいただく場合にも、医療費控除の明細書や収支内訳書はご自身での作成が必要です。「市民税・県民税の手引き」を参考に自分で作成して申告会場へお越しください。



市県民税電子申告
ホームページ

申告に必要なもの

- (1) 本人確認書類
- (2) 下記の表のうち、ご自身の申告内容に合わせてご用意ください。



①営業等・農業・不動産所得がある	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市民税・県民税申告書または収支内訳書
②給与・年金所得または報酬・配当所得などがある	それぞれの支払明細書、源泉徴収票など
③社会保険料控除を受ける	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書
④生命保険・地震保険料控除を受ける	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑤配偶者特別控除・特定親族特別控除を受ける	特別控除対象者の所得を確認できるもの
⑥障害者控除を受ける	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑦医療費控除を受ける 〔令和7年中に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%（どちらか少ない額）を超えた場合〕	・医療費控除の明細書（様式は国税庁ホームページからダウンロードできます） ・医療費通知（医療費のお知らせ）（※6） （※6）医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限り ・各種証明書など（おむつ証明書など）
⑧寄附金控除を受ける	寄附団体から発行された領収書や寄附金の受領証明書 ※控除の対象となるのは、ふるさと納税や賦課期日現在の住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社支部、県および市条例で定められたところに対する寄附金です ※確定申告書や市県民税の申告書を提出された場合、ワンストップ特例制度の適用は受けられません。確定申告書を提出の際に、市県民税の寄附金税額控除を受けるには第二表「住民税・事業税に関する事項」欄に記入する必要があります

市県民税の申告会場と日時

会 場：三重地区市民センター 別館大ホール
日 時：2月18日（水）・19日（木）9：30～14：30
※会場の駐車場には限りがございます。混雑緩和にご協力ください

会 場：総合会館8階 第3・4会議室
日 時：3月12日（木）・13日（金）・16日（月）9：00～16：00
※その他の会場については広報よっかいちをご覧ください。

問合せ先：四日市市 市民税課 TEL059-354-8132

ごみ出し三原則

きめられた日の朝8時30分までに
きめられたものを、



きめられた場所へ 出しましょう！



乾電池は市民センターでは回収していません。「資源物の日」に集積所に出してください

税務署からの 確定申告会場のお知らせ

- 受付会場 四日市税務署の確定申告会場は、ユマニテクプラザ3階
(鶉の森1丁目4-28)
- 開設期間 2月16日(月)～3月16日(月) 9:00～17:00
※土曜・日曜・祝日は除きます
※確定申告会場の混雑緩和のため、入場整理券を活用して
会場内へご案内することを予定しています。
確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- 所得税の確定申告書はご自宅などのパソコン・スマホで作成することができます。
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
- 確定申告に関する問合せ先 四日市税務署 TEL:059-352-3141

受付できない確定申告

- 収支内訳書が未作成の農業所得・営業所得・不動産所得の申告
- 青色申告・損失申告・分離申告(土地や株を売った方)
- 繰越損失の申告
- 令和8年1月2日以降に四日市市へ転入されてきた方、
または、市外にお住まいの方の申告
- 国外扶養の申告
- 暗号資産(ビットコイン等の仮想通貨)等に関する申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)のうち、
令和7年中に居住開始分についての申告
- 過年度(令和6年分以前)の申告

問合せ・郵送による提出先 四日市税務署 TEL 059-352-3141
〒510-8557 四日市市西浦2丁目2番8号

※ 確定申告書等を郵送で提出する場合は、四日市税務署へ提出してください。

止水板の設置や購入にかかる費用を補助します

1月5日より、止水板の設置や購入にかかる費用の一部を補助する制度を開始しました。
※止水板とは…大雨や洪水による浸水を防ぐために、建物等の出入口などに
取り付けられる設備です。工事が必要なものから、比較的簡易に設置できる
ものまで、種類があります。

- 対象 市内に所在する住宅、店舗、事業所、その他これらに類する建築物の
所有者又は使用者
- 補助金額 補助対象経費の2分の1(上限50万円。千円未満切り捨て)
- 受付開始 1月5日(月)から
- 申込み先 四日市市 危機管理課 TEL 059-354-8119
※止水板を設置・購入する前にご相談ください。
設置・購入後の止水板に対する補助はできません。
- その他 詳しくは、四日市市防災情報HPをご覧ください。

<https://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/others/etc-07/>



「依頼会員講習会と新規登録会」のお知らせ

ファミリー・サポート・センターの仕組みと趣旨について、またこどもの置かれている状況等を理解していただくために、依頼会員向けの講習会を実施しています。

新たに依頼会員として登録される人はもちろん、すでに利用されている人で未受講の人も受講してください。

- 日 時 2月14日(土) 13:00~16:00 (講習会のみの方は14:40終了)
*講習会終了後、希望される方は依頼会員の登録手続きをいたします。
- 場 所 四日市市総合会館(四日市市諏訪町2番2号)
- 定 員 保育の都合により、20名程度といたします。*先着順に受け付けます。
- 申込方法 電話にてお申し込みください。
- 保 育 あり/無料(保育対象:満6か月~) *事前にお申し込みください。
- 問合せ先 四日市市ファミリー・サポート・センター TEL 059-323-0023
(NPO 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市内)



困ったら 一人で悩まず 行政相談



役所の仕事に関する困り事、意見・要望や行政に関して分からないことなどはありませんか? そのようなときに役に立つのが総務省の「行政相談」です。

行政相談は、国や独立行政法人、特殊法人の業務や、国が関わっている県・市などの業務に対する困り事、意見・要望などを幅広く受け入れ、公正で中立的な立場から、必要に応じて、関係行政機関にあっせんを行います。そして、その解決や実現の促進を図るとともに、行政の制度・運営の改善に生かす制度です。

毎月第3火曜日に四日市市役所1階市民相談コーナーで行政相談を実施していますが、2月は県地区市民センターで実施します。

年金、保険、税金、登記、道路、福祉など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。

- 日 時 2月17日(火) 13:00~16:00
場 所 県地区市民センター 和室
*県地区以外の方のご相談にも応じます。



「行政相談委員」とは、総務大臣が委嘱している民間有識者で、みなさんの身近な相談相手です。ご相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

問合せ先 四日市市 市民協働安全課 市民・消費生活相談室 TEL 059-354-8147

介護予防ボランティア 四日市市ヘルスリーダーの会による

イキイキ教室

申込不要
参加費無料

- ★対 象：おおむね65歳以上の市民の方
- ★日 時：2月16日(月) 13:30~15:00
- ★会 場：三重地区市民センター 別館 大ホール
- ★持 ち 物：タオル 飲み物 必要に応じマスク
※動きやすく、体温調節しやすい服装でお越しください。
- ★内 容：ストレッチ体操 筋トレ 脳トレ 歌など
コグニサイズを実施しています。
- ★問合せ先：四日市市 高齢福祉課 TEL：059-354-8170

